

ひとりで悩まずご相談ください

人権相談

6月1日は人権擁護委員の日

無料

秘密
厳守

閩人権政策課人権・同和政策係(☎5722-9214、☎5722-9469)

人権擁護委員は、地域で人権を守るため、さまざまに活動する法務大臣委嘱の民間のボランティアです。

●人権身の上相談

☎5722-9280
(予約制。電話相談30分)
時毎月第1・3木曜日
13:00~16:00

●特設人権身の上相談

時6月1日(木) 10:00~16:00
(受け付けは15:00まで)
場総合庁舎本館1階区民相談室
※相談希望者は当日会場へ

●パネル展(人権擁護委員の活動紹介)

時5月27日(土)~6月1日(木) 8:30~16:00
場総合庁舎本館1階西口ロビー

新型コロナウイルス感染症に係る人権問題の
専門電話相談(東京都人権プラザ)

☎6722-0118
時月~金曜日9:30~17:30(祝・休日、年末年始を除く)

殺虫剤などを散布するときは
近隣への配慮をお願いします

閩環境保全課公害対策係(☎5722-9384、☎5722-9401)

飛び散った殺虫剤などで、周辺の住民に健康被害が生じる可能性があります。植木のせん定や病害虫の捕殺、防虫網の設置など物理的な予防・駆除を優先しましょう。また、病害虫の発生や被害の確認がないのに、定期的に殺虫剤を散布することはやめましょう。

やむをえず殺虫剤などを使用する場合は

◆近隣へ事前に知らせる

目的・散布日時・薬剤の種類などを看板などで事前に掲示し、付近に学校などがあれば連絡しましょう。

◆できるだけ飛散させないような努力を

風の弱い日や人通りの少ない時間帯を選び、使用量は最小限にしましょう。

◆使用方法を守る

法令に定められた殺虫剤などを使い、使用方法・注意事項を守りましょう。



農薬飛散による健康被害を防止するため、環境省が作成した公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルを、同省HP(コード①)でご覧になれます。



子 児童手当・児童育成手当

児童手当

閩子育て支援課手当・医療係(☎5722-9162、☎5722-9328)

受給資格

中学校修了(平成20年4月2日以降生まれ)までの子どもの養育者(所得制限(右下表)あり)

手当額

対象		手当額(子ども1人当たり月額)	
3歳未満(3歳の誕生月分まで)		15,000円	所得制限限度額(右下表①)以上、所得上限限度額(右下表②)未満の場合は一律5,000円。所得上限限度額以上の場合は支給なし
3歳~小学校修了前	第1・2子※	10,000円	
	第3子以降※	15,000円	
中学生		10,000円	

※高校生以下の子どもから第1子と数える

このようなときには手続きを(★公務員の場合は勤務先で手続き)

- 子どもが生まれた
出生の翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- 生計中心者の所得が所得上限限度額未満になった
令和4年中の所得が所得上限限度額未満となる場合は、5月中に生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- 受給者(養育者)が区内に転入する
前住所地で届け出た転出予定日の翌日から15日以内に、区(★)で手続きをしてください。
- 子どものみが区外に転出する
区で引き続き受給するための手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。
- 受取口座を変更したい
受給者名義の口座のみ指定できます。
- 受給者が公務員になった、公務員でなくなった
勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります。
- 子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した
子育て支援課手当・医療係にお問い合わせください。

子どもが健やかに育つことを目的に、受給資格に該当する養育者へ手当を支給します。申請月の翌月分からが支給対象です。受給中のかたには、現況届を6月上旬に送付しますので、6月中に手続きをしてください。

※児童手当の現況届は原則不要なため、提出が必要なかたにのみ送付します

児童育成手当

閩子育て支援課手当・医療係(☎5722-9645、☎5722-9328)

育成手当

- 受給資格 次の①②いずれかに該当する平成17年4月2日以降生まれの子どもの養育者(所得制限(下表)あり)
①父母が離婚・死亡などにより、ひとり親の状態にある(父か母が事実上の婚姻関係にあるときを除く)
②父か母に重度の障害がある
- 手当額 子ども1人当たり月額13,500円

障害手当

- 受給資格 心身に中度以上の障害がある20歳未満の子どもの養育者(所得制限(下表)あり)
- 手当額 子ども1人当たり月額15,500円

児童手当の所得制限

扶養人数	所得制限限度額(①)	所得上限限度額(②)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

児童育成手当の所得制限

扶養人数	所得制限額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円

*以降扶養人数が1人増すごとに、38万円を加算
*所得は、年間収入から給与所得控除または必要経費、医療費控除、ひとり親控除などを差し引いたもの

※いずれも令和4年中の所得